

公益財団法人東京陸上競技協会

危機管理ガイドライン

(第1版)

作 成 者	理事長 下山 良成
作 成 日	令和6年8月22日
最終更新日	令和6年8月22日

も く じ

○ 危機管理フロー	2 ～ 3
I 危機管理	4
1 定 義	
2 目 的	
(1) 危 機	
(2) 危機管理・リスクマネジメント	
(3) 当協会における危機のケース	
II 危機管理対応	
(1) 緊急連絡体制（アクションリスト）	5
(2) 危機管理上の問題発生防止対策（リスクマネジメント）	6
(3) 問題案件・事故案件発生時の対応	7
(4) 連絡体制フロー（事案別対応）	8 ～ 9
III 具体的な事故・不適切事案とその内容	10 ～ 12
(1) ハラスメント事案	
(2) 重大事故	
(3) 刑罰に関わる違反が想定される行為・事案	
(4) 個人情報の流出	
(5) 著作権に関わる事故・事案	
(6) その他のスポーツインテグリティに関わる事故案件（ドーピング違反）	
IV 大会等の現場で考えられる具体的な事故・重大事案とその対応	13 ～ 21
(1) 自然災害等による大会の中止延期の判断について	
・ ・ 自然災害とその対応	
(2) 緊急時の傷病人の現場対応	・ ・ 応急処置・緊急連絡とその方法
(3) 刑罰に関わる違反が想定される行為・事案	
(4) その他の事案	
V リスクマネジメント・内部監査等	22
VI 各規程類・マニュアルとの連携	23 ～ 24
(1) 公益財団法人東京陸上競技協会資料	
ア) 定 款	※
イ) 諸規定	
ウ) 危機管理マニュアル（第1版）※	
エ) 中長期計画（ホームページにて開示）※	
オ) 東京陸上競技協会ガバナンスコード ※	
※ 公益財団法人東京陸上競技協会 ホームページにて開示	
(2) 関係諸機関資料について	
関係諸機関の資料等については、ホームページ等を紹介	

危機管理フロー

・組織を取り巻く環

事前準備

境・利害関係の洗い出し／中期計画の見直し
・対象範囲確認／責任者・担当者の設定・役割と権限の明確化
／危機管理体制整備／教育

・リスクの洗い出しと評価・管理／定期的な内部監査

危機発生

・発見者からの通報受付
・共有ルールに沿った初動対応／窓口の集約
・公的機関との連携

初動対応

・事実確認
・クライシスレベルの把握
・緊急連携と安否確認

内部対応

・情報収集・報告・監視・整理
・原因究明（調査委員会・第三者委員会設置）
・対応方針の協議・策定／役割分担・工程の決定

外部対応

・ステークホルダー対応（スポンサーへの説明含む）
・適時のプレスリリース・記者会見
・被害救済/回復

再発防止

・背景分析
・再発防止策の策定
・実施内容の整理・共有

予防統制

・再発防止策を平時の内部統制に実装
・再発防止策の実践・PDCAサイクル遵守
・定期的な内部監査に基づくチェック

信頼回復

・追加広報（スポーツ団体の自浄能力を世間に周知）
・競技イメージ／ブランドイメージの回復
・継続的な教育制度

競技発展

・持続的な団体運営
・草の根レベルの認知向上 別途 中長期計画参照
・競技人口の増大

前ページ・フローについて

危機管理上考えられる失敗を念頭に置いた事例であり、過失や失敗を防止するための流れを標記したものである。

次の点について、本協会としては慎重に対応を継続していくこととする。

①危機の認知と連絡体制

⇒ 危機の正しい認知、迅速かつ適切な報告体制の確認

②危機情報の集約

⇒ 危機に関する正しい情報の収集と整理確認

③情報共有

⇒ 組織内での情報共有の徹底と確認（事務局⇄執行部・常務理事⇄理事）

④情報の整理

⇒ 情報の集約と整理及びその確認

⑤適切な危機体制の構築

⇒ 危機対応の方針決定と適切な対応の計画立案と対応

⑥専門家との連携と指示体制の徹底

⇒ 方針に基づく、専門家の知見の活用と、執行部・理事への適切な指示

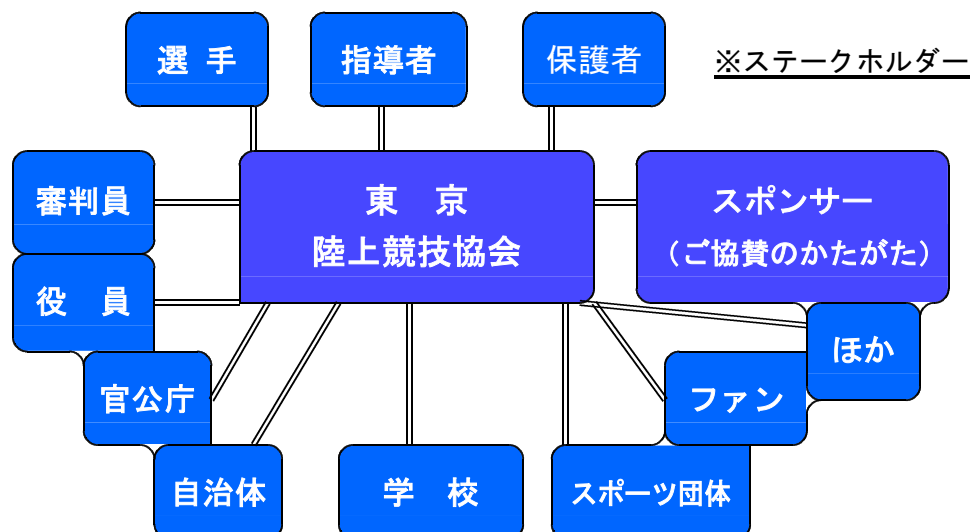
⑦事務局・執行部・各委員会で役割分担

⇒ 十分な情報の整理に基づく、明確な役割分担と対応

⑧適切な情報開示

⇒ ステークホルダーのニーズにマッチした情報開示とその周知徹底

（スポンサーやプログラム協賛、バナー広告協賛の皆さま方や賛助会員のかたがた、選手や指導者を含む、当協会にご賛同応援して頂いている全ての皆さまに適切で満足の頂ける提供しているかを逐一確認）



I 危機管理

1 定義

- ア) 東京陸上競技協会内（以下、本協会とする）におけるガバナンスコードの徹底と、将来起きうるあらゆる事案、または起きてしまった事故等に対する効果的な対処と対応、そしてその準備。
- イ) 大会やイベント開催時での・選手・指導者・審判員・観客のリスクマネジメント
また、自然災害・事故・事件発生時・感染症発生時等の適切な判断と対応。

2 目的

あらゆる事案のリスクマネジメントを想定し、事案に応じた適切な対応を行い、本協会がその予防策と対応策等を講じて、事故案件に取り組むために策定した。

(1) 危機

本協会に関わる全ての方々の生命もしくは身体に対する被害、本協会自体の財産や名誉、組織存続に関わる重大な被害や緊急事案

(2) 危機管理・リスクマネジメント

平常時から、被害軽減のための備えと、事故拡大に到らないための対策。

(3) 危機対策

マニュアルに基づいた、連絡体制と、再発防止対策

3 本協会における危機のケース

(平常時)

- ①本協会活動に起因する事故・暴力・犯罪・ハラスメント・個人情報流出事案等
- ②本協会登録選手に起因する事故・暴力・犯罪・ハラスメント事案等
- ③本協会登録指導者に起因する事故・暴力・犯罪・ハラスメント事案等
- ④火災・地震等による災害や、協会攻撃（破壊行動・脅迫・サーバー攻撃等）
- ⑤スポーツインテグリティを毀損する事案（ガバナンスコード・SNSトラブル・ドーピング事案等）に関わる案件等）
- ⑥本協会の経営及び運営上の緊急事態（法令違反・背任・横領等）

(大会時)

①傷病人対応（選手／審判員／観客）

- ・接触や転倒による傷害事故
- ・寒暖による熱中症・低体温症
- ・食中毒の発生
- ・感染症の拡大／ほか原因不明の健康被害

②交通事故・偶発事故

- ・会場往復時の交通事故等
- ・河川の氾濫や倒壊事故等

③自然災害

- ・雷雨・大雨・台風・土砂災害・地震等による被害

④テロ等による誘拐や暗殺・爆破予告・妨害などの突発的な災害

Ⅱ 危機管理対応

誰もが安心・安全な「東京陸上競技協会」の運営管理

(1) 緊急連絡体制

【危機案件発生】

連絡 ⇒

東京陸上競技協会事務局

電話 03-6261-5280

F A X 03-6261-5283

情報集約・整理↓↓

理事長 下山 良成
副理事長 山口 賢司
事務局長 八幡 賢司
事務局次長 関 幸生

会長 増田 明美

守秘義務案件の場合

↓↓

⇒ 常務理事連絡前に検討

※内容により
事務局対応

⇒ 常務理事会に報告
事故・不適切事案対応会議招集

⇒ 守秘義務案件の場合

↓↓

⇒ 理事会報告の有無検討

※内容により
常務理事会対応

⇒ 臨時理事会を招集（別途倫理委員会含む）

⇒ 内容開示有無の検討

開示の必要な場合

⇒ 開示しない場合

↓↓

※内容により理事会対応

⇒ ホームページで周知

【外部対応】

主たる、外部対応に当たる担当者

	情報公開	渉外担当
関係諸機関 (警察・消防等)	非公開の場合 (上記に準ずる)	理事長・理事長 事務局長・事務局次長
	公開情報確認	常務理事・事務局含む上記メンバー
マスコミ対応	内容によって公開	事務局長・事務局次長

(2) 危機管理上の問題発生防止対策（リスクマネジメント）

あらゆるトラブルのない、クリーンで安全な 「陸上競技の環境作り」を心がけましょう！

◇そのためには必要なこと◇

東京陸上競技協会の傘下・加入団体の皆さまへの常日頃からの注意喚起
選手・指導者・保護者・ファンの皆さまへの周知の徹底

①傘下の所属団体や審判員・指導者・選手・支える皆さま一人ひとりの チェック事項

◇審判員の方々は、選手や指導者の皆さまに対して

◇指導者の方々は、選手や保護者の皆さま、または審判員に対して

◇陸上競技を愛する皆さまが、同じ仲間の皆さま同士に対して

ア) 社会的に問題となる言動・行動はしていませんか（ハラスメントやSNS発信）

- ・暴力的な行動や、周囲の方々を精神的に追い込むような暴言や差別発言はありませんか。電話やSNSの発信・メールのやりとりに誹謗や中傷はありませんか
- ・不必要に、個人につきまとう行動をとっていませんか（ストーカー事案）
- ・JSPOのが提唱している「撮影に関する注意事項」に当たる撮影や投稿をしていますか（盗撮、写真・動画の悪用等）

イ) お金の管理は大丈夫ですか

- ・お金の集め方に問題はありませんか。陸上競技に関わる活動費等は、第三者に確認を依頼していますか

ウ) 指導者・選手の皆さまはドーピングに当たる行動はしていませんか

- ・使用するサプリメントの安全性確認をしていますか
- ・不用意に成分の分からないドリンク剤等を使用していませんか
- ・常備薬のある選手は状況に応じてJADAにTUE（治療使用特例）申請をしていますか。

エ) 審判員・指導者・選手の皆さまは、日頃から大会時や、練習時の安全対策をとっていますか

- ・体調が良くない場合に、無理をして大会や練習に参加していませんか
- ・天候や気温に応じた大会や練習の準備をしていますか
- ・練習環境の区割りや、走ったり投げたりする際の声かけをしていますか

②所属団体の主催・主管する大会を行うときに

ア) 安心・安全な運営をしていますか

イ) 審判員や選手について、傷害保険に加入したりさせたりしていますか

ウ) 審判員の皆さまは、選手や指導者・観客から誤解を受けるような判定をしていませんか・高圧的な態度や発言をしていませんか

エ) 自然災害や、交通網の混乱等の際の臨機応変な大会実施の対応はできますか

(3) 問題案件・事故案件発生時の対応

緊急連絡先
◇東京陸上競技協会◇
平日電話 03-6261-5280

問題事案 事故案件発生

起きてしまったら
その基本対応

平常事業時

- ア) 執行部案件共有・事務局内共有
- イ) 事故・不適切事案対応会議招集
- ウ) 対応決定・速やかな対応
- エ) 事後対応
- オ) 事案関係者のフォローアップ

ア) 事案について、正しい内容の把握を行い、
執行部と事務局で速やかな情報共有を
行う。※1

イ) 理事長・副理事長で整理をした情報を元
に、執行部と事務局長が対応会議を招集
・開催し、事案の対応を行う。
考えられる事案とその内容については、
別途提示する。※2

エ) 対応と同時に、事後対応についての検討
を進め、事後対応方針を決定する。

オ) 事案に関する個人・団体との話し合いと
聞き取りも並行して行い、案件収束に向
けた対応と、その後の東京陸上競技協会
での活動方針についてフォローアップを
行う。

※1

ここでの執行部は理事長・副理事長と常務
理事と電話や諸対応に当たることが予想され
る事務局員をさす。理事全体には内容によっ
て、共有が必要なものとそうでないものを調
整して連絡をするものとする。

※2 具体的な事案は、別の欄に掲載

大会運営準備等 緊急時

- ア) 適切な現地対応と、連絡の徹底
- イ) 速やかな傷病人対応・事件対応
- ウ) 自然災害による大会実施の変更対応
- エ) 事後対応
- オ) 関係諸機関との調整・関係者のフォ
ローアップ

ア) 現地で起こった事案を元に、総務と総
務員が現地対応を行うとともに、事務局
に連絡を入れる。

イ) 傷病人の場合は、その手当や応急処置
について、現地主催団体と協力して適
切に対応する。その内容については別
途提示する。※3

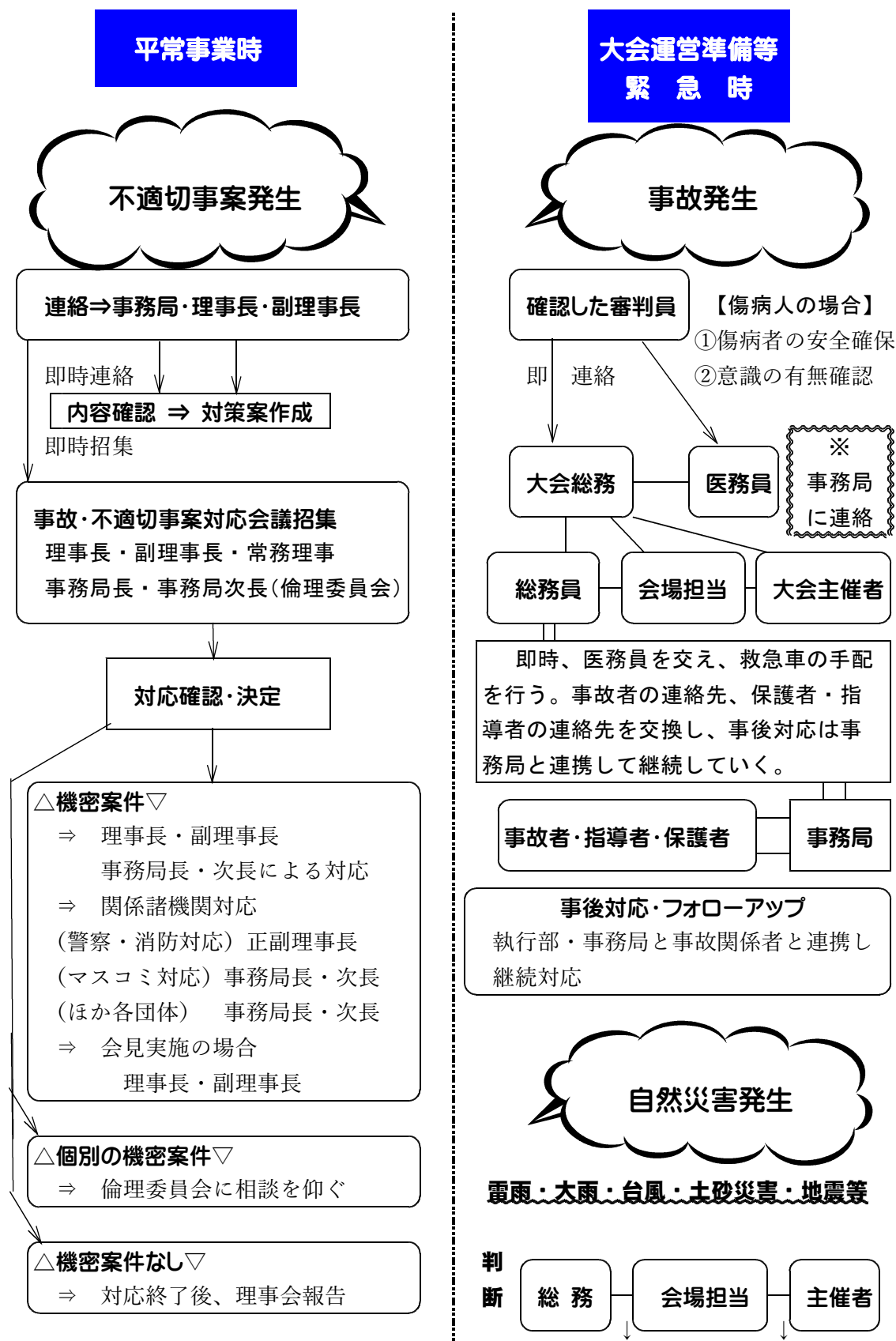
ウ) 自然災害による大会の実施の有無、公
共交通機関の乱れ等についての正確な
情報の整理に努め、会場の方々に周知
徹底する。細かい内容については別途
提示する。

エ) 現地での対応を修了後、総務・総務員
と対応の反省と課題について、執行部
・事務局と協議を行う。

オ) 協議した内容を元に、開催していた大
会事務局、競技場担当・会場担当の方
々との連絡を密にし、その後の対応の
報道や情報の公表等を行い、フォロー
アップを行う。

※3 具体的事案は、別の欄に掲載。

(4) 連絡体制フロー（対応の順序）



事後対応

- ・ 処置対応は、内容によって決定



事故・不適切事案対応会議判断

フォローアップ

・告知案件について

説明責任が生じた場合、公開の必要ありと認めた場合、ホームページ等で公開

・機密事案について

原則非公開

再発防止の徹底

- ⇒ ※別紙事例集等の諸対応を参照
- ・ 綱紀粛正の連絡を周知する。

- ①事務局内通知
- ②執行部通知
- ③会長・副会長・顧問
- ④理事・監事・評議員通知
- ⑤傘下団体に通知もしくは周知

不適切事案防止の対応

◇基本◇ 常日頃からの注意と確認

- ・ 事務局内での定期的な作業状況の確認と役割分担確認と周知徹底
- ・ 執行部・理事会での周知徹底
- ・ 審判員への周知徹底
- ・ 選手への指導と審判教育の徹底
- ・ 指導者への指導と指導者教育の徹底
- ・ ホームページ等のSNSを利用した周知徹底

一旦競技を中断し、地震・雷雨等避難を要する事案の場合、安全な場所に避難を誘導する。

再開判断会議を開催

気象情報を確認して開催の有無を判断

○再開の場合

- ⇒ 再開目途の時間をアナウンス

●中止の場合

- ⇒ 中止の連絡をアナウンス



公共交通機関の様子と、会場の安全確保が判断された段階で、解散

事後対応

中止の場合、大会総務は引き続き気象情報等の確認を行う。帰路の安全が確認された段階で撤収する。

フォローアップ

○再開された場合

- ⇒ 競技時間の延長と終了予定時刻をホームページ等で周知

●中止の場合

- ⇒ 中止の連絡をホームページに掲載誌、周知を図る

事件発生

その他の事案や事件案件については内容によって関係諸器官と主催者、会場責任者と連絡を取り総務・総務員・事務局で対応する。

Ⅲ 具体的な事故・不適切事案とその内容

(1) ハラスメント事案

・審判員同士、または審判員から選手・指導者、事務局関係のハラスメント事案。陸上競技を中心とした社会で起きうるハラスメント。

●パワーハラスメント

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者等の就業環境・活動環境が害されるもの

・身体的な攻撃(殴る、蹴るなど)・精神的な攻撃(人格を否定するような言動、大声で威圧的に怒鳴りつけるなど)・人間関係からの切り離し・過大な要求 過小な要求個の侵害 など

●セクシャルハラスメント

性的な言動により、相手に不快感を与えること。男性/女性どちらも加害者・被害者になり得るとともに、同性相手でもセクハラは成立する

●テクノロジーハラスメント・ソーシャルハラスメント

パソコンやスマホなどのIT機器に関する取り扱いが苦手な人に対する嫌がらせや差別的な言動。X(旧Twitter)やFacebookなどのSNSに職場の上下関係を持ち込み行われる嫌がらせなど。

●モラルハラスメント

道徳や倫理に反した言動による精神的な嫌がらせ

●エイジハラスメント・シルバーハラスメント

年齢を理由とした不快な言動や嫌がらせ、齢者に対する肉体的・精神的な嫌がらせ。

●マリッジハラスメント・ジェンダーハラスメント・カスタマーハラスメントほか

(2) 重大事故

当該役員・局員・審判員が関わる死亡事故を含む交通事故や、不慮の事故等による過失または生死に関わる事故案件。

・交通事故・水難事故・そのほか重大事故につながる事案全て
・疾患を伴う緊急案件（心疾患・高血管疾患等）

(3) 刑罰に関わる違反が想定される行為・事案

ストーカー行為や盗撮やその写真の盗用をはじめ、あらゆる刑罰の対象となる行為・事案がの場合。人に危害を加える犯罪、業務に関する書類偽造等や、金銭の横領・詐欺に当たる犯罪、賭博、拳銃所持・覚醒剤等の薬物犯罪等。

(4) 個人情報の流出

業務上必要となる、東京陸上競技協会で管理している個人情報ハッキング被害、また第三者により何らかの形で故意に持ち出されること。

（５）著作権に関わる事故・事案

個人（著作者）が制作した著作物を無断使用させないための権利のこと。ＳＮＳやYouTube等の動画配信で情報公開する場合、音楽・絵画・映画（動画）・写真等の著作物が反映されないよう、細心の注意が必要である。

（６）その他のスポーツインテグリティに関わる事故・事案

スポーツインテグリティを脅かす要因は、先に挙げた、ガバナンス・コンプライアンスの欠如、暴力・ハラスメント反社会的行為、人種差別、ドーピング、自治・自律に対する外部からの圧力、汚職・腐敗、八百長・不正操作などが挙げられる。

ガバナンス・コンプライアンス上の観点から、ＳＮＳの発信に当たる内容についてのし事案及びその対応と、陸上競技の中で起こりうるドーピング事案を提示する。

ア）ＳＮＳ等を利用した情報操作・内部情報漏洩による事故・事案

昨今、FacebookやX（旧Twitter）、インスタグラム等のＳＮＳ（social network service）を利用して、情報発信をする団体や個人が増加しており、その中には正しい内容だけでなく、誹謗中傷に当たる内容や誤情報、または団体や個人を貶める内容の情報発信がなされていることもある。

本協会としては、協会の事業や登録団体・登録会員の財産やプライバシーの侵害や内部情報漏洩問題など、今後の協会運営や個人の生活に何らかの障害を与える看過できない情報発信については、しかるべき専門機関や倫理委員会と相談を行い、その対応について毅然とした対応をせざるを得ない場合がある。

ＳＮＳによる情報発信、情報漏洩事故・事案の対応

●本協会役員・評議員・事務局員による情報発信・情報漏洩の場合

執行部が内容を精査し、本協会服務規程に従って対応する。

●本協会の登録団体、登録会員による情報発信・情報漏洩の場合

- ・ 団体が関わる場合、その会長また理事長等の運営責任者に事情を確認し、誤情報や悪意のある発信をした場合は、登録資格について再度検討し、団体の活動について再度確認を行い、その後の活動について個別の対応を行う。
- ・ 個人による発信については、本協会として注意を与えるとともに、その後の審判員活動について、本協会の活動として一定期間の制限を設けるなどの対応を行う。以後の情報発信に改善が見込めない、またはその意思がない場合については、関係諸機関や倫理委員会と相談に上、会員資格停止などの対応を含めた厳正なる対応を行う。

●本協会に登録しない団体や個人による情報発信・情報漏洩の場合

- ・ 本協会への攻撃や情報発信について、関係諸機関や倫理委員会と相談上、厳正なる対応を行う。

イ) ドーピング違反

ドーピングとは「スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」のことで、禁止薬物を意図的に使用することだけをドーピングと呼びがちだが、それだけではなく、意図的であるかどうかに関わらず、ルールに反する様々な競技能力を高める「方法」や、それらの行為を「隠すこと」も含めて、ドーピングと呼ぶ。



◇ドーピング規則違反のケース◇

●指導者・選手による意図的なドーピング

- ・選手またはその指導者がパフォーマンス向上のために、禁止薬物を使用したり、ドーピング規則違反をする行為（P 2 1 参照）。

●うっかりドーピング

- ・使用しているサプリメント等に禁止薬物が含まれていることを選手・指導者が知らずに使用してしまう行為。

●他者への薬物混入によるドーピング

- ・悪意を持って、第三者がライバル選手の飲み物や食物に禁止薬物を混入させる行為。

JSP0ホームページより

国内のアンチドーピング規則違反及びその他の違反

<https://www.playtruejapan.org/code/violation/decision.html>

アンチドーピング 「アンチ・ドーピング使用可能薬リスト」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/doping/tabid537.html>

・ ・ ・ 事故・不適切事案が生じた場合 ・ ・ ・

上記の事案が認められた場合、団体・個人の聞き取りや周囲の聞き取りを行い、本協会としての対応を検討する。

案件が刑事事件の場合については、本人の聞き取りはできないが、その内容を精査し、当協会としての対応を検討する（ドーピング規則違反を除く）。

本協会役員評議・事務局員が関わる案件の場合は、該当者以外の執行部で委員会を招集し対応に当たる。また、倫理委員会や第三者委員会を招集し、審議対応に当たる場合もある。

登録団体・登録会員や審判員が関わる場合、執行部の判断のもと、内容に応じて倫理委員会を招集し、審議を行い個別の対応を行う。

Ⅳ 大会等で考えられる具体的な事故・重大事案とその対応

(1) 自然災害等による大会の中止延期の判断について

○自然災害とその対応

- ※1 自然災害については、雷や暴風雨、地震などのアプリを利用するなどして、常に最新情報を入手できるよう準備をしておく。
- ※2 大会中止の場合の返金等の扱いは、大会要項に従い内容を精査し判断する。



①雷雨・集中豪雨・土砂災害ほか

△雷接近による注意情報が出た場合▽

- ・雷注意報発令に伴い競技会を中断し、参加者を競技場内の安全な場所に誘導する。
 - 注意報が解除された段階で、競技再開時間をアナウンスし、競技を再開する。
 - × その後、集中豪雨等に見舞われた場合はアナウンスし、競技会を中止する。

△集中豪雨・土砂災害▽

- ・記録的短時間大雨情報発令に伴い競技会を中断し、会場者を競技場内の安全な場所に誘導する。
 - × 競技再開が困難と判断された場合は、できるだけ早い段階で競技を中止し、帰宅を促す。帰宅が困難な場合は、競技場で待機をさせる。河川敷の場合は、高台に避難を促す。
 - × 競技場や会場の付近に次のような場所がある場合の注意
河川敷や崖など土砂災害が想定される場合は、できるだけ高台の帰路をアナウンスし、競技会を中止する。

②台 風

△予め、台風接近が想定される場合▽

- × 競技会を中止、または延期し、そのアナウンスについてはホームページ等で周知する。



△台風に遭遇してしまった場合▽

- × 競技会開催後に、台風に見舞われた場合は上記の①に従って対応する。

△台風一過フェーン現象による高温、または異常気象による高温の場合▽

- ◇ アナウンスで水分補給を徹底し、異常な高温の場合は、昼休み等を設け、競技会の中止または、時間の繰下を検討する。
また、熱中症や自然災害の対応に即して行動する。

③降雪による移動の制限

△予め、降雪により大会実施が困難である場合▽

- × 競技会を中止、または延期し、そのアナウンスについてはホームページ等で周知

する。

④地 震（南海トラフ地震対応を含む）

△大きな地震災害の場合▽

- ・競技会を中断し、会場の方々を安全な場所に誘導する。

広い空間のある場所で建物の倒壊の恐れのない場所（広域避難場所）

⇒ 競技場の芝生内、すぐ近くの公園等

しばらく、時間をおいて、緊急地震速報や気象庁の放送を確認

- 再開可 公共交通機関の乱れがなく、競技を再開の見通しが立つ場合は、開催時間をアナウンスし競技を再開する。

- ×再開不可 公共交通機関が不通、または、大きな乱れがある場合は競技を中止し、安全確保の確認がとれた段階で、解散指示を出す。

△地震による建物の倒壊の恐れがある場合▽

- × 競技会を中止し、会場の方々を安全な場所に誘導する。

緊急地震速報と気象庁の放送を確認の上、次のアナウンスをする。

安全確保の確認が取れた段階で、徒歩で帰宅できる人は、徒歩で帰宅を促し、帰宅困難者が見込まれる人については、近隣の行政と連絡を取り、緊急避難施設に誘導のアナウンスをする。

⑤猛 暑

△高温による選手や審判員、観客に熱中症等の被害が考えられる場合▽

⇒ 昨今夏場の高温が、社会問題になっており、夏場のグラウンド上は50度を超える暑さになる場合がある。

高温によって大会を一時中断、または中止する場合は、原則、次の基準を参考にして、総務・総務員・競技場管理者・主催者で判断する。

↓ ↓ ↓

- ・原則「熱中症特別警戒アラート」が発令された状態が継続しているとき

※ WBGT指数は巻末参照

- 再開可 熱中症特別警戒アラートが解除されたとき、又はそれに準じた対応ができる状況になったとき。競技を再開の見通しが立つ場合は、開催時間をアナウンスし競技を再開する。

- ×再開不可 熱中症特別警戒アラートが解除されず、更に高温状態が続くことが予想されるとき。

⑥その他自然災害

・上記対応に即して、状況に応じた適切な対応を行う。

※ 夏場の大会で準備しておく検知器

- ①WBGT測定器 熱中症指数をモニタリングできる機器
- ②雷検知器 雷の接近を検知できる機器



(2) 緊急時の傷病人の現場対応

○応急処置・緊急連絡とその方法

①心肺停止もしくは意識のない選手や審判員・観客への対応

競技場内では医務員や医師がいる場合が多いが、緊急の場合、現場の審判員は医務員の到着を待たず、下記の対応を行う。

ア) 呼吸の確認、意識の確認後・・・呼吸停止が疑われる場合

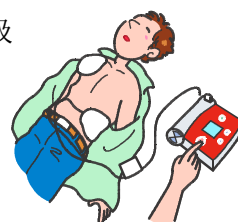
○速やかに心肺蘇生を行う 3名以上で対応・・・開始時間を確認しておくこと

①現場対応者 ②救急車への連絡者 ③AEDの運搬者

対応①心肺蘇生を行う ⇒ 心臓マッサージ・人工呼吸

対応②119番通報と協力者依頼 ⇒ 協力者と心肺蘇生の交代・実施

対応③AEDの使用 ⇒ AEDの指示の下、電気ショックの実施



イ) 呼吸の確認、意識の確認後・・・呼吸有りで意識がない場合

①現場対応者 ②救急車への連絡者 ③AEDの運搬者

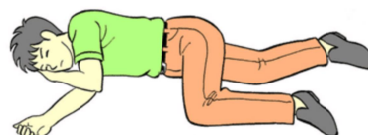
対応①呼吸有りの場合 ⇒

気道を確保し、次の姿勢で
安静を保つ「回復体位」→

対応②119番通報と協力者依頼 ⇒ 待機

対応③AEDの準備 ⇒ 呼吸停止に備え、AEDの準備をしておく。

※ 東京消防庁より出典



②熱中症の可能性がある場合

意識があっても重篤な症状となる場合があるので、丁寧な対応をする。

ア) 初期対応 ⇒ 風通しの良い、涼しい場所に移動させ、水分補給を促し休息をとらせる。

イ) 体温管理 ⇒ 首や脇などを冷却し、体温上昇を抑える。

ウ) 状況観察 ⇒ 経口補水液をとらせ、涼しい部屋で様子の確認をし、緊急を要する場合は、119番通報をし対応をお願いする。



③転倒や衝突による頭部や頸部に傷害の疑いがある場合

ハードル競技では転倒による大きな事故が発生しやすい。転倒による頭部や頸部に障害がある場合は、頸部固定が重要になるが、けいれん等の症状が見られる場合、気道確保をした上で、頭部を保護するよう注意が必要である。

頭部障害の場合、基本は全て119番通報を行い、医師に対応をしていただく。

ア) 意識がある場合

頭部を固定保護のうえ、医務室等で安静を保ち、指導者・保護者と連絡を取り、

119番通報をして救急搬送を基本とする。

イ) 意識がない場合

気道確保を行い、心肺停止の有無を確認の上、呼吸停止の場合はA①に準じた対応を行う。

ウ) けいれんや意識混濁が認められる場合

気道確保をし、傷病者が舌をかんだり、かまないようにさせる。

衣服を緩め、けいれんが治ったら回復体位で休ませる。

速やかに119番通報を行い、対応をお願いする。

④食中毒の疑いがある場合

ア) 個別の案件の場合

医務で対応し、軽度であれば関係者に引率をお願いする。重度の場合は競技場管理者・主催者と相談の上救急対応をお願いする。

イ) 提供した弁当等に起因が考えられる場合

集団食中毒の場合は、総務または総務員が競技場管理者・主催者と相談の上、保健所に連絡を入れる。

中毒者が軽度の場合、関係者の引率をお願いする。重度の者が多い場合、競技場管理者・主催者と相談の上、119番通報をし、広く都内の関係諸機関に応援を依頼する。

(3) 刑罰に関わる違反が想定される行為・事案

○刑罰に関わる事案の種類とその対応

刑罰に当たる案件については、未然防止の観点から選手に関わる内容についてはアナウンスや電光掲示板に表示する。また、プログラム等で周知を図る。競技審判員についても、審判講習会や事前の主任会、当日打合せ等において注意喚起をする。

次に挙げる刑罰に関わる案件については、会場責任者と大会主催者と相談の上、警察に捜査を依頼する。

①盗撮・迷惑撮影事案

昨今、競技場内外でのアスリート盗撮のみならず、トイレや更衣室等への隠しカメラの設置をするといった犯罪事件も少なくない。観客や指導者からの通報や審判員による発見があった場合は、必ず数人で対応し、総務と密な連携をとり対応する。

- | | |
|----------------|--|
| ア) 未然防止 | 電光掲示板に「盗撮は犯罪」などの表示をし、アナウンスを行い、プログラムでも周知する。 |
| ↓ | |
| イ) 事案発生 | 連絡を確認 ⇒ 総務・総務員・警備員・会場責任者が速やかに対応の打合せを行う。 |
| ↓ | |
| ウ) 初期対応 | 総務員を含む数人で、被疑者と接見し対応する。並行し、内容を鑑みて警察への連絡相談を行う。 |
| ↓ | |
| エ) 事後対応 | 被疑者の身柄確保については警察と連携し、適切な対応を行う。 |

内容確認をし、会場責任者・主催者に報告をする。

②暴力事件・暴行事案

審判同士や選手同士、審判員と指導者や選手などとの暴力暴行事案はほぼ起きていないものの、リスクマネジメントとしては押さえておくべきであり、予め対応できるよう準備をしておくべき内容である。

- ア) 未然防止 競技上のマナーとして、審判員には事前注意を怠らず、大会ごとの主任会や朝の確認時に注意を促す。
- ↓
- イ) 事案発生 連絡を確認 ⇒ 近くにいる審判員が数人で止めに入る。総務・総務員が現場対応に向かう。
- ↓
- ウ) 初期対応
- (暴れている場合)
 - 安全に配慮し、距離を置いて、警察通報を警告する。合わせて当事者の関係者を呼ぶ。
 - ⇒ それでも暴れている場合は、会場責任者を通じて110番通報並行して、総務・総務員が「現行犯の私人逮捕」を通告する。
 - ⇒ 警察到着後は、身柄確保を依頼する。
 - (口論のみ・暴れていない場合)
 - 当事者同士を引き剥がす ⇒ 見えない場所に移動させる
 - ⇒ 座らせる ⇒ 別々に複数で対応し、当事者から話を聞く
 - ⇒ 納得しない場合は、警察に依頼する場合もある。
- エ) 事後対応 内容確認をし、事案によっては警察をはじめとした関係諸機関に連絡をし、判断を仰ぐとともに。順を追って適切な対応を取り、会場責任者・主催者に報告をする。

③金品の強奪・強盗事案

大会の会場に、選手の持ち物や金品を物色目当てで来場する者がいる場合がある。持ち物の管理については個人によるところが大きいですが、マラソン等多くの方々が集まる場合の荷物の管理については、大会主催者側と十分に相談の上、トラブル回避に努めるとともに、審判員も含む、ロッカー利用やチーム関係者を含めた物品管理の周知を行い、大会が複数日に渡る場合も持ち物の持ち帰りを推奨するとともに、チーム同士での物販管理についても日頃から周知徹底を図る。

- ア) 未然防止 要項やプログラム等の注意事項に、貴重品管理について掲載し、周知徹底を図る。
- 大会当日の、本部室周りも事案が発生しており、必ず役員係や総務員が待機をし、対応徹底を行う。
- イ) 事案発生 連絡を確認 ⇒ 総務・総務員・会場責任者・大会主催者と相談し、総務・総務員が被害者対応をする。加害者・被疑者の身柄確保が可能な場合は、「現行犯の私人逮捕」を通告し、逃亡しないよう距離をとったりつつ、即時110番通報を行う。逃亡が懸念される場合は、「現行

- 犯の私人逮捕」の声を上げながら様子をうかがう。
- ウ) 初期対応 { (被害者・加害者が暴れている場合)
⇒ 安全に配慮し、距離を置き、警察の到着を待つ。
(被疑者・加害者が逃亡しようとしている場合)
⇒ 安全に配慮しつつ、座右が撮影を続ける
(犯人が逃亡してしまった場合)
⇒ 被害者対応と同時に、警察に対応を依頼する。
- エ) 事後対応 被害者が1人で来場し、衣類・金品等一切の財産を有していない場合は、被害者と事務局で連絡先を交換し、自宅までの費用を立替負担する。

④名誉毀損やハラスメントに当たる事案

その人の言動で相手が名誉既存やハラスメントと取り得る場合があり、誰もが日頃から注意すべきことであり、言動に誤解を生むような事がないよう、お互いに注意を促しつつ、大会の運営や審判活動をしなければならない。また、観客や指導者、選手も同様に注意が必要な内容である。相手の心身を傷つける行為は決してないように周知を継続していく必要がある。

ア) 未然防止 審判員には講習会や主任会、大会当日の打合せで周知徹底をする。

↓

- | | |
|---------|----------------------------------|
| イ) 事案発生 | 連絡を確認 ⇒ 総務・総務員・会場責任者・大会主催者と相談し、 |
| ウ) 初期対応 | 総務・総務員が複数人で被害を訴える該当者の話を聞き取るとともに、 |
- ↓
- エ) 事後対応 { (被害を訴えている人が納得した場合)
⇒ 総務・総務員同席のもと該当者の謝罪の場を儲け、示談をお願いする。但し、審判員が選手・指導者、観客から指摘を受けた場合については、総務・総務員はいかなる場合も、謝罪を行う。
(被害を訴えている人が納得しない場合)
⇒ 訴えている人と被害を訴えている人で、その場で相談に到らない場合は、双方専門家にお願いいただき、対応をしていただく。但し、審判員が選手・指導者、観客から指摘を受けた場合については、総務・総務員はいかなる場合も、謝罪を行う。

⑤爆破予告・不審物・不審火等の対応

◇爆破予告・不審物 ・・未然防止は不可能な事案であり、自然災害対応の準じた対応を行うが、危険を伴う場合は、安全に留意した避難通告を行う(内容に応じて声かけかアナウンス)。

【競技会開催前】

総務・総務員・会場責任者・大会主催者と相談の上、実施の可否を決定する。内容によっては、警察・消防と連携をとって対応する。

○開催可 内容がデマであると確定した場合。

×開催不可 参加者に不安をあおる内容であり、かつ危険と判断された場合は、中止・または、延期とする関係諸機関と連絡を取り、避難誘導等の対応を行う。

中止の場合、大会要項に従いその後の大会の実施有無を判断する。

【競技会開催中】

◇競技中に爆破予告や、不審物発見の連絡があったら・・・

総務・総務員・会場責任者・大会主催者で相談の上、実施の可否を決定する。内容によっては、警察・消防と連携をとって対応する。

○開催可 内容がデマであると確定した場合。

×開催不可 参加者に不安をあおる内容であり、かつ危険と判断された場合は、中止・または、延期とする。関係諸機関と連絡を取り、避難誘導等の対応を行う。

⑥その他

総務・総務員・会場担当・主催者で事故事案発生次第対応を協議する。競技の後速やかにその後の判断を行い。適切な対応をする。

(4) その他の事案

①迷子・迷い人

多くの方々が集まる競技場を使用しての競技会と、広く公道や、河川敷を使用しての道路競技大会での諸対応必然的に変わってくる。それぞれの会場において適切に対応をする。迷い人については、認知機能に何らかの障害を有していることの考えられるので、発見したとき対応については、丁寧に行う。

ア) 競技場での対応

連絡は本部に ⇒ 総務・総務員が対応

◇迷った本人からの申し出の場合は場合 ご本人の待機場所は本部

- ・話ができれば、お名前・年齢・一緒にいたご家族のお名前を聞き出す
- ・話ができない場合は、背格好・服装やおおよその年齢を確認する
- ・低年齢、何らかの機能障害がある方、会話がうまくできない方など
- ・認知機能の低下による迷い人の場合、自分のいる場所や方角が分からなくなる「見当識障害」の場合と、物忘れの「記憶障害」、自分がどうすれば良いか判断がつかない「理解・判断力障害」などが考えられる。話の内容が分からないのか、自分がどこにいるのか分からないのか、覚えていないのか、話が理解できないのか、対応に留意しながら聞き取りを行い。

⇒ 迷子・迷い人のアナウンスを行う。

どこで、はぐれたか、迷子・迷い人は誰かを通告する。分からない場合は、服装や・背格好・おおよその年齢について通告する。

- 家族がみつかったら ⇒ ご家族の元に戻す
- ▼ 家族がみつからない場合 ⇒ 会場・主催者と相談
※所轄の警察に対応を依頼

◇ご家族からの申し出の場合

- ・迷子・迷い人の特徴を聞き出す
- ⇒ 迷子・迷い人のアナウンスを行う。
どこで、はぐれたか、迷子・迷い人は誰かを通告する。その際できるだけ的確に服装や・背格好・年齢について通告する。
- 家族がみつかったら ⇒ ご家族の元に戻す
- ▼ 家族がみつからない場合 ⇒ 会場・主催者と相談
※所轄の警察に対応を依頼

イ) 道路競技での対応

本部と各部署ごとのテントあるいはブロック長に速やかに連絡する。

- ⇒ 本部近辺 ⇒ 本部対応
- ⇒ 本部から離れた場所 ⇒ 近隣のテントあるいはブロック長対応

◇迷った本人からの申し出の場合は場合 ご本人の待機場所は本部

- ・話ができれば、お名前・年齢・一緒にいたご家族のお名前を聞き出す
- ・話ができない場合は、背格好・服装やおおよその年齢を確認する
- ・認知機能の低下による迷い人の場合、自分のいる場所や方角が分からなくなる「見当識障害」の場合と、物忘れの「記憶障害」、自分がどうすれば良いか判断がつかない「理解・判断力障害」などが考えられる。話の内容が分からないのか、自分がどこにいるのか分からないのか、覚えていないのか、話が理解できないのか、対応に留意しながら聞き取りを行い。
- ⇒ 迷子・迷い人のアナウンスを行う。
どこで、はぐれたか、迷子・迷い人は誰かを通告する。分からない場合は、服装や・背格好・おおよその年齢について通告する。
- 家族がみつかったら ⇒ ご家族の元に戻す
- ▼ 家族がみつからない場合 ⇒ 会場・主催者と相談
※所轄の警察に対応を依頼

◇ご家族からの申し出の場合

- ・迷子・迷い人の特徴を聞き出す
- ⇒ 迷子・迷い人のアナウンスを行う。
どこで、はぐれたか、迷子・迷い人は誰かを通告する。その際できるだけ的確に服装や・背格好・年齢について通告する。
- 家族がみつかったら ⇒ ご家族の元に戻す
- ▼ 家族がみつからない場合 ⇒ 会場・主催者と相談
※所轄の警察に対応を依頼

②ドーピングコントロール違反の対応

東京陸上競技協会の指定大会で、ドーピングコントロールを実施するケースは稀であるが、主催する大会にかかわらず、ドーピングコントロールを含む11のアンチ・ドーピング規則違反と判断された場合については、東京陸上競技協会としてその対応については独自の罰則を設けない。但し、判断はアンチ・ドーピング規則違反資料とJADA（日本アンチドーピング機構）の決定と判断にしたいが、東京陸上競技協会としてはその対応を行う。

○違反をすると、どうなるのか？

以下、JADAより出典

アンチ・ドーピング規則違反をすると、アスリートやサポートスタッフは制裁を受けることになる。制裁の例としては以下の通りで、意図的な違反や、違反を繰り返す場合、より厳しい制裁が科される場合もありうる。

◇アスリートの競技会の成績が自動的に取り消される。

◇競技会の参加者、トレーニング、コーチとして指導に関わるなどのスポーツの活動が一定期間中できなくなる。

◇チームで複数人違反者が出た場合は、チームに対して制裁が科される場合がある。

○アンチ・ドーピング規則違反

1 採取した尿や血液に禁止物質が存在すること

2 禁止物質・禁止方法の使用または使用を企てること

3 ドーピング検査を拒否または避けること

4 居場所情報関連の義務を果たさないこと

※あらかじめ指定されたアスリートは、自身の居場所情報を専用のシステムを通して提出、更新する必要がある

5 ドーピング・コントロールを妨害または妨害しようとする事

※ドーピング・コントロールとは、ドーピング検査の一連の流れのことを指します

6 正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持っていること

7 禁止物質・禁止方法を不正に取引し、入手しようとする事

8 アスリートに対して禁止物質・禁止方法を使用または使用を企てること

9 アンチ・ドーピング規則違反を手伝い、促し、共謀し、関与する、または関与を企てること

10 アンチ・ドーピング規則違反に関与していた人とスポーツの場で関係を持つこと

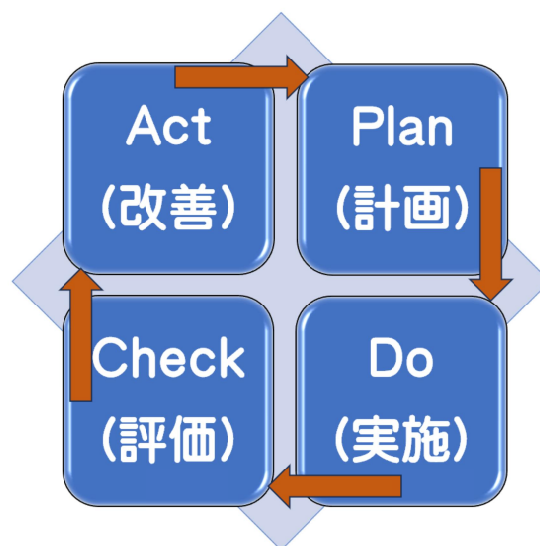
11 ドーピングに関する通報者を阻止したり、通報に対して報復すること

※「報復」とは通報する本人、その家族、友人の身体、精神、経済的利益を脅かす行為

V リスクマネジメント・内部監査等

リスクマネジメントは、常日頃からの事業の実施状況・進行状況の把握が重要であり、PDCAサイクルに従って反省を行っていく。

内部で監査を実施することで、それまでの活動を反省し、評価する中で改善点があれば、新たな計画を練り上げて、より良い東京陸上競技協会の運営状態を継続して行かなければならない



① リスクの洗い出し

当協会のチェックリストに基づき、リスクマネジメントを措定した危機管理を行う。

② 年間計画管理表

当協会の年間活動計画に基づき、計画の管理と運営状況と財政状況の把握を行い、健全な、東京陸上競技協会の事務局経営と執行部の指示の下活動する専門委員会の活動の状況について、計画的に進行しているかを管理していく。

③ 内部監査計画

3ヶ月ごとに内部の財政状況の把握を行い、適切な事務局運営をはじめとした、諸々の業務内容の反省と見直し、委員会活動や大会運営の執行状況を確認する。

④ 内部監査チェックリスト

内部監査計画に基づき、チェック項目の確認と状況把握を行う。

⑤ 内部監査報告

事務局で掌握した内部監査については執行部と幹事が適宜確認し、問題点の洗い出しを行う。

⑥ 是正処置票

内部監査に問題があった場合は、執行部と幹事の相談の元、課題について、その部署または委員会等に指摘をして是正措置をとる。

開示の必要性のある内容については開示し、開示が不適切と判断される内容については開示しない。

VI 各規程類・マニュアルとの連携

(1) 公益財団法人東京陸上競技協会資料

・目次に掲載の項目 <https://toriku.or.jp/>

(2) 関係諸機関資料について

ア) 自然災害対策

○国土交通省 気象庁 H P <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

天候（雨・台風・土砂災害）・地震・火山

○環境省 「熱中症予防情報サイト」 <https://www.wbgt.env.go.jp/>

○スポーツ庁 熱中症事故の防止について「熱中症特別警察情報」チラシ
<https://www.jaaf.or.jp/rikuren/safety.html>

○日本スポーツ協会①「熱中症を防ごう」 ②「熱中症予防ガイドブック」

①<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#list01>

②<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html#guide01>

イ) 安全対策

○公益財団法人日本スポーツ協会 「組織と運営」

<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid119.html?QuestionID=77&AFMID=531>

○公益財団法人日本陸上競技連盟 「陸上競技安全ガイド」

<https://www.jaaf.or.jp/rikuren/safety.html>

○同 「安全対策ガイドライン」

<https://www.jaaf.or.jp/rikuren/pdf/safety.pdf>

○同 「陸上競技安全対策ガイドブック」

ウ) 倫理規定

○日本スポーツ協会「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/rinri_guidelines.pdf

○公益財団法人日本アンチドーピング機構（JADA）

<https://www.playtruejapan.org/>

○公益財団法人日本オリンピック委員会

「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止の取り組みについて」

<https://www.joc.or.jp/for-athletes/reporting/savesport/>

○同 チラシ https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/koho_kyanpen/news/

[Save%20Athlete%20Save%20Sport%20A4.jpg?221](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/koho_kyanpen/news/Save%20Athlete%20Save%20Sport%20A4.jpg?221)

○公益財団法人日本陸上競技連盟「撮影に関する注意事項」

https://www.jaaf.or.jp/files/upload/202406/18_102259.pdf

◇ 参 考 資 料 ◇

熱中症指数

日本スポーツ協会 より出典

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上 35℃未満	28以上 31未満	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温 が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	25以上 28未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水 分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	21以上 25未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に 水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は 必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので 注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019) より

雷音の速度

○音の速度 1秒で340m(15℃でそれより暑いと早く、寒いと遅い)

○公式 「距離＝時間×速さ」

「雷までの距離(m)＝340(m/秒)×雷鳴が鳴るまでの時間(秒)」

【雷注意報】 雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 気象庁 ホームページより出典